

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会申請書類等 細則

第 1 条 糖尿病薬物療法認定薬剤師・准認定薬剤師の認定を申請する者は、以下の書類を添えて本学会事務局に申請する。

(糖尿病薬物療法准認定薬剤師)

- 1) 糖尿病薬物療法 准認定薬剤師 認定申請書 (准認定申請・更新 書式 1)
- 2) 薬剤師免許の写し (裏書のある場合は、裏面も含む)
- 3) 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度 申請・更新単位申請書 (申請・更新 書式 2) に日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 15 条 (3) を満たす証明書の写し、ないしは日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 15 条 (4) を満たす証明書の写し (原著論文に関するものは投稿規程と表紙) と 15 条 (5) の参加証・修了証 (過去 5 年以内) の原本を貼付したもの

(糖尿病薬物療法認定薬剤師)

- 1) 糖尿病薬物療法 認定薬剤師 認定申請書 (認定申請・更新 書式 1)
- 2) 糖尿病薬物療法 准認定薬剤師の認定証の写し
- 3) 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度 申請・更新単位申請書 (申請・更新 書式 2) に日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 12 条 (3) を満たすシールや証明書の写し (原著論文に関するものは投稿規定と別刷りないしはコピー) と (6) の参加証・修了証の原本を貼付したもの
- 4) 日本くすりと糖尿病学会での発表の証明 (抄録等の写し)
- 5) 日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 12 条 (5) を満たす自験例 10 例の表紙 (申請・更新 書式 3) と自験例 10 例 (申請・更新 書式 5) の原本 1 部と写し 2 部と日本くすりと糖尿病学会主催のアドバンスト編技能研修の参加証、修了証 (過去 5 年以内) の原本。自験例を提出できない場合には、糖尿病薬物療法認定薬剤師認定申請資料 4 (申請・更新 書式 4) を用い、糖尿病に関連し、認定制度の単位申請した論文とは別に原著論文 3 報 (少なくとも 1 報は筆頭者) の別刷りまたは写し

第 2 条 糖尿病薬物療法認定薬剤師の認定を希望する者の内、認定委員会により受験資格を有すると判断されたものは、糖尿病薬物療法認定薬剤師認定試験を受験することができる。

第 3 条 申請審査料

- 1) 糖尿病薬物療法 准認定薬剤師は、書類審査料として 10,000 円
- 2) 糖尿病薬物療法 認定薬剤師は、書類審査料 10,000 円その他、認定試験を受験するものは認定試験受験料として 15,000 円

第 4 条 糖尿病薬物療法認定薬剤師・准認定薬剤師の認定を更新する者は、以下の書類を

添えて本学会事務局に申請する。

(糖尿病薬物療法准認定薬剤師)

- 1) 糖尿病薬物療法 准認定薬剤師 認定申請書 (准認定申請・更新 書式 1)
- 2) 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度 申請・更新単位申請書 (申請・更新 書式 2) とその裏面に日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 20 条 (3) を満たす証明書の写しと 20 条 (4) の参加証・修了証 (過去 5 年以内) の原本を貼付 (原著論文に関するものは投稿規程と別刷りないしはコピー) したもの

(糖尿病薬物療法認定薬剤師)

- 1) 糖尿病薬物療法 認定薬剤師 認定申請書 (認定申請・更新 書式 1)
- 2) 糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度 申請・更新単位申請書 (申請・更新 認定書式 2) に日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 19 条 (3) を満たす証明書の写しを貼付 (原著論文に関するものは投稿規定と別刷りないしはコピー) したもの
- 3) 日本くすりと糖尿病学会での発表の証明 (抄録等の写し)
- 4) 日本くすりと糖尿病学会認定薬剤師制度規定第 19 条 (5) を満たす、認定期間中に行った自験例 10 例の表紙 (申請・更新 書式 3) と自験例 10 例 (申請・更新 書式 5) の原本 1 部と写し 2 部と日本くすりと糖尿病学会主催のアドバンスト編技能研修の参加証・修了証 (過去 5 年以内) の原本。自験例を提出できない場合には、申請単位分の他に原著論文 3 報 (共著可) ないしは認定薬剤師として十分な活動実態として、教育・指導を実践していた証明 (本学会が主催する研修会の企画・設営やファシリテーターなど運営協力の実績など)

第 5 条 更新審査料

- 1) 糖尿病薬物療法 准認定薬剤師は、書類審査料として 10,000 円
- 2) 糖尿病薬物療法 認定薬剤師は、書類審査料として 10,000 円

付 則

1. この内規は 2015 年 5 月 20 日から施行する。
2. この内規を変更する場合は、理事会の承認を必要とする。
3. 2020 年までの申請において旧細則に基づく申請を認める。

2015 年 5 月 20 日施行

2016 年 7 月 1 日改定 (第 1 条改定)

2016 年 10 月 28 日改定 (第 1 条改定)

2017 年 9 月 16 日改定 (第 1, 4 条改定)